

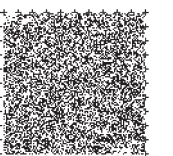
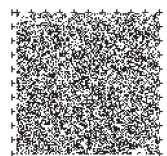
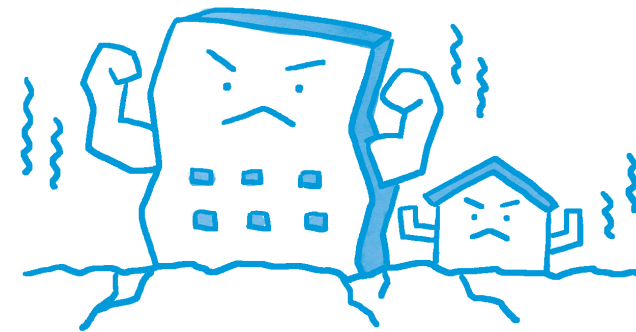
施策群⑩

災害に強いまちをつくる

施策10-1 災害に強い都市整備の推進

施策10-2 災害に備えた区民意識の向上

施策10-3 災害に備えた地域防災力の強化



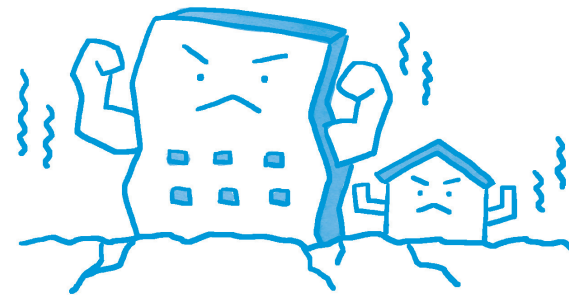
施策群⑩ 災害に強いまちをつくる

施策 10-1

災害に強い都市整備の推進

施策の目指す姿

防災力の高い
都市基盤が
整備されている。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- 過去の地震による死傷者は建築物などの倒壊によるものが多く、道路の遮断や隣家への影響、火災発生といった二次被害を誘発する危険性もあります。
- 建築物のさらなる耐震改修を促進するため、令和5年度から3年間限定で耐震化助成制度の拡充を行い、初年度は年間約400件の耐震診断や約300件の耐震改修工事等へ助成を行いました。

2

- 震災・火災の危険度が高い地域では、不燃化推進特定整備地区制度（不燃化特区制度）の活用をはじめ、密集市街地整備事業、細街路整備事業などにより、老朽木造建築物の建替えや道路拡幅、公園整備などを行い、防災性の向上や住環境の改善を進めています。
- 建設コストの上昇、高齢化や狭小な残地における再建の困難性をはじめとした権利関係者の将来への不安などにより、建替え工事・用地買収などが進まず、不燃領域率の上昇が年1%程度にとどまっています。

3

- 区内には、東京湾の平均満潮位より低いゼロメートル地帯などの低地帯が存在しており、大雨による川の増水によって堤防決壊などが発生すると、川の水が市街地へ大量に流れ込むことが想定されています。
- 水害被害を軽減するためには、大規模なハード整備を進める必要があります、その整備には国や東京都との連携が欠かせません。

建築物の耐震化



建築物・地域の防災性向上



水害に備えたハード整備



耐震化をはじめとする建築物の震災対策を強化する

- 耐震化に関する情報発信や啓発活動等に加え、耐震化助成制度の利用促進を図ることで、建築物の耐震性を高め、震災による建築物の被害を最小限に抑えていきます。
- 道路沿いへの生垣の新設や既存ブロック塀から生垣への誘導、無接道家屋の建替え、空き家・老朽建築物対策などを進め、建築物レベルの震災対策を進めていきます。

建築物の不燃化と地域の防災性向上を進める

- 建築物の不燃化を推進するため、令和7年度の不燃化特区制度終了や助成内容拡充を周知徹底し、取組を加速させていきます。また、令和8年度以降の同制度延長に向けて、東京都と協議を進めていきます。
- 地域の防災性向上を図るため、地権者等一人ひとりと丁寧な対話を重ねて個々の課題を解決することで、密集市街地整備事業や細街路整備事業による道路拡幅や公園の整備等を進めていきます。

国・東京都と連携し、治水対策を進める

- 河川や下水道の管理者である国や東京都に対して、高規格堤防などの堤防整備のほか、荒川中流部で実施中の調節池の早期整備を働きかけるとともに、開発事業者等への情報提供や事業協力を促し、水害被害に備えたまちづくりを推進していきます。
- 国や東京都、荒川沿川6区と連携し、「高台まちづくり」を推進していくことで緊急避難場所となる高台を確保していきます。

建築物の耐震助成制度

老朽建築物対策の推進

無接道家屋の建替えの推進

解体工事等の助成制度

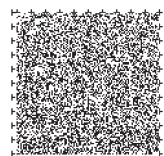
地権者等への相談支援の実施

細街路の整備支援の実施

調節池の早期整備要請の実施

京成荒川橋りょう架替えの早期整備要請の実施

高台まちづくりの推進



実現度を測る主な成果指標

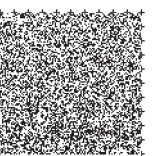
対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1	旧耐震基準の住宅※1の耐震化率	93.3%	96.8%	98%以上
2	重点的に取り組む木造住宅密集市街地(不燃化特区区域)※2の不燃領域率	65.2%	70%以上	70%以上

※1 昭和56年5月以前に建築された住宅。 ※2 西新井駅西口周辺地区、足立区中南部一帯地区。

※3 昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築された2階建て以下の木造建築物（グレーゾーン住宅）の耐震化率については、耐震改修促進計画の改定に併せて現状値の推計及び目標値の設定を行う。

※4 施策の方向3については、河川管理者である国や東京都が主体となって実施するため、成果指標は設定しない。

＜関連する計画など＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 防災まちづくり基本計画
■ 耐震改修促進計画



施策群⑩ 災害に強いまちをつくる



施策 10-2
災害に備えた区民意識の向上

施策の目指す姿

区民一人ひとりの
防災意識が
高まっている。



足立区の現状

- 1
- 大災害が発生した際には、電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まってしまう可能性があることから、普段から飲料水や非常食を備蓄しておくことが重要です。
 - 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、水や食料等の備蓄や防災用具等の用意をしている区民の割合は69.6%にとどまっています。
- 2
- 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、ハザードマップを見て、自宅の浸水深を確認した区民の割合は32.0%にとどまっており、さらなる周知・啓発が必要です。
 - 防災アプリのダウンロード総数は、36,651件（令和5年度末時点）ですが、災害時の正確・迅速な情報提供のため、防災アプリを普及させていく必要があります。
- 3
- 水害時にあらかじめ避難する場所や避難行動を確認することで、落ち着いて行動することができます。
 - 令和5年度 区政に関する世論調査の結果によると、水害時に備えて、あらかじめ避難する場所を決めている区民の割合は68.6%にとどまっており、ピーク時である令和3年度から9.3ポイント減少しています。

主要課題

日常からの
災害への備え

災害に備えた
情報収集

避難場所・避難
行動の確認

実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1	水や食料等の備蓄や防災用具等の用意をしている区民の割合	69.6%	75.0%	80.0%
2	ハザードマップを見て、自宅の浸水深を確認した区民の割合	32.0%	36.0%	40.0%
2	足立区防災アプリのダウンロード数（累計）	36,651件	76,000 件	108,000件
3	河川がはん濫するおそれがある際に避難する場所を事前に決めている区民の割合	68.6%	80.0%	90.0%

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域防災計画 ■ 都市復興マニュアル

施策の方向

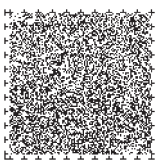
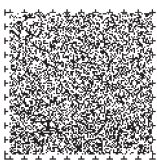
日常から防災に備える意識を高める

災害前・災害時に情報活用できる環境をつくる

災害時に避難行動がとれる支援を進める

主な取組

- 防災用品あっせんの実施
- 家具等転倒防止工事・窓ガラス飛散防止工事助成制度
- 災害時備蓄の普及啓発
- ハザードマップの配付、周知・啓発
- AR・VRを活用した災害体験イベントの開催
- 防災アプリ・災害ポータルサイトの普及啓発
- 防災講演会の開催
- 浸水深表示の周知・啓発
- 水害時個別避難計画書の作成支援の実施



施策群⑩ 災害に強いまちをつくる

施策 10-3

災害に備えた地域防災力の強化

施策の目指す姿

災害に強い地域が
つくられている。



実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1	実践型の避難所運営訓練※1の実施率	60%	70%	80%
2	女性防災士のいる避難所運営会議の割合	35%	45%	55%
3	コミュニティタイムラインを策定した荒川沿川地区数(全12地区)	3地区	8地区	12地区

※1 避難者の受付・誘導、段ボールベッドやマンホールトイレの設置、備蓄倉庫の確認などの避難所開設・運営を想定した実践的な訓練。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 地域防災計画 ■ 都市復興マニュアル

足立区の現状

1

- 区立小・中学校や都立高校、一部の大学ごとに地域の町会・自治会で組織された避難所運営会議では、いざというときに備えて避難所運営訓練を実施していますが、訓練における平均参加者数が90人程度にとどまっています。

2

- 防災に対する知識や技能を持つ防災士は、避難や救助・救命、避難所運営にあたって重要な役割を果たしますが、区内では防災士の人数は増えているものの、防災士のいない避難所運営会議が数か所あります。
- 地域の防災対策を進めるには、女性ならではの視点や配慮が重要ですが、女性防災士のいる避難所運営会議は約4割にとどまっています。

3

- 風水害の予報や河川水位情報等を基に、地域住民の取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・何をするか」を定めたコミュニティタイムラインは、地域住民のスムーズな防災行動を促しますが、コミュニティタイムラインを策定している地区は4地区にとどまっています。

主要課題

地域の災害対応力の向上



地域で活躍する防災士の増加



コミュニティタイムライン策定地区の増加



施策の方向

地域連帯とデジタル活用で災害対応力を強化する

- 学校の児童・生徒や外国人、障がい者をはじめとする要配慮者など、幅広い住民・団体の避難所運営訓練への参加を促進し、一人ひとりが災害発生時に冷静かつ迅速に行動できる準備を整えることで、地域全体の防災力を高めていきます。
- 避難所運営への支援をはじめ、積極的にデジタル技術を活用することで、地域防災力を効果的に高めていきます。

防災士と連携して地域防災力を高める

- 地域防災力を高める活動に積極的に取り組む意思がある区民に対し、防災士資格の取得費用助成を行うとともに、防災士を避難所運営会議につないでいくことで、地域で活躍する防災士を増加させていきます。
- 避難所運営会議に参加していない女性や女性団体に対して、防災士資格取得の働きかけを行い、避難所運営に女性の視点を反映していきます。

コミュニティタイムラインで水害対応力を高める

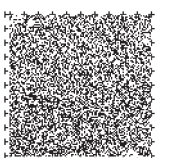
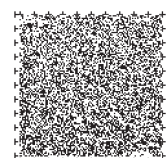
- 荒川沿川12地区のうち、コミュニティタイムライン未策定の地区に対して、策定の働きかけと支援を行うことに加え、コミュニティタイムラインに沿った訓練を実施していくことで、水害時のスムーズな避難行動を促していきます。
- 荒川沿川地区以外の地域についても、策定を希望する地域に対しては策定の支援を行い、地域防災力を高めていきます。

主な取組

- 避難所運営訓練の実施
- 防災区民組織活動助成制度
- 災害情報システムの活用

- 防災士資格取得費用助成制度
- 防災士研修会の実施
- あだち防災リーダーの認定

- コミュニティタイムライン策定支援の実施
- コミュニティタイムラインに沿った訓練実施の支援
- あだち防災リーダーの認定

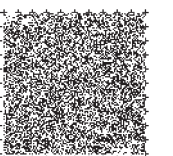
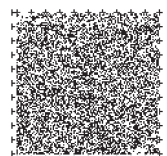


施策群⑪

便利で快適な 道路・交通網をつくる

施策11-1 スムーズに移動できる交通環境の整備

施策11-2 安全に利用できる道路環境の整備





施策 11-1

スムーズに移動できる交通環境の整備

施策の目指す姿

地域との協働で公共交通を支えている。



足立区の現状

- 1 少子高齢化の進行などに伴い、公共交通利用者の減少や慢性的なバス運転士不足が生じ、全国的にバス路線の維持が困難になっています。
- 令和6年4月から適用された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」によって運転士の労働時間が見直され、バス運転士不足がさらに深刻化し、区内でもバス路線の減便や運行終了が生じています。

- 2 社会情勢の大きな変化などによって、電車やバスなどの既存公共交通機関だけに依存することには限界がきています。
- 一方、それらに代わる新たな交通サービスやモビリティ等が全国的に普及しつつあり、移動手段が多様化してきています。

- 3 超高齢社会が進行し、介護保険制度における要支援・要介護認定者が増加することで、移動に制約を抱える人が増えていきます。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯などをはじめとした移動に制約がある人も含め、全ての公共交通機関を利用する人々に安全で快適な移動環境を提供することが必要となっています。

主要課題

「はるかぜ」路線の維持



新たな交通導入の支援



移動制約者に配慮した交通環境の整備



実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1・3	「はるかぜ」路線維持事業対象路線ひと月当たりの利用者指数※1	100	95.0	90.0
2・3	地域内交通導入サポート制度活用地区の件数(累計)	0か所	5か所	10か所

※1 令和5年度を100として指数化。

＜ 関連する計画など ＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 地域公共交通計画

施策の方向

「はるかぜ」路線の維持に向けた事業を展開する

- 今後、さらにバス運転士不足が深刻化していく中、区民の移動手段を支えていくため、「はるかぜ」路線の一部を区とバス事業者による協働事業へ変更するとともに、補助金制度の見直しを含めた施策を充実させ、利用者の多い「はるかぜ」路線の維持に取り組んでいきます。

持続可能な地域内交通手段を構築する

- 令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正された主旨を捉えながら、今後のバス路線の縮小を踏まえた地域交通課題に対応していくため、住民等が主体となって取り組む地域内交通の活動等に対して技術的助言や財政的支援を行うことで、交通課題の解消に取り組んでいきます。

移動制約者への視点を持った交通施策を進める

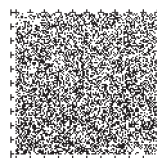
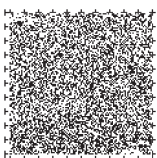
- 交通事業者や地域住民と協働し、高齢者や障がい者、子育て世帯などの移動制約者をはじめとする多様な人々の移動実態に応じた交通環境整備を進め、誰もが安全で快適に移動できる環境を実現していきます。

主な取組

- 「はるかぜ」路線の維持に向けた事業の展開（はるかぜ路線の一部協働事業化の実施、はるかぜ車両等購入費補助制度など）

- 地域内交通導入サポート制度による技術的助言・財政的支援の実施

- 路線バス停留所環境整備費補助制度
- 交通情報のデジタル化の推進
- 移動制約者への費用助成の実施（福祉タクシー、自動車燃料助成券の交付など）



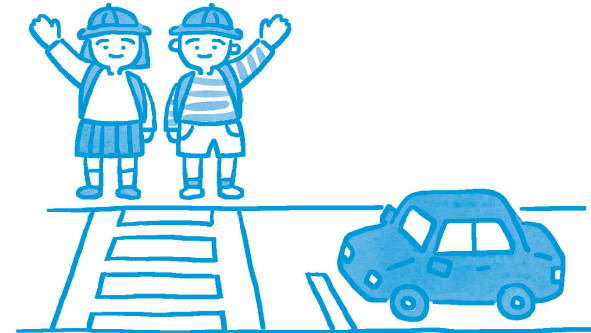


施策 11-2

安全に利用できる道路環境の整備

施策の目指す姿

安全な道路・
交通環境が
整備されている。



足立区の現状

1

- 区内には、広くて安全な歩行空間が確保されていない道路や緊急車両の通行に課題を抱えた道路があります。
- 無電柱化を含む道路の整備は、安全な道路環境の確保のほか、災害時の避難経路や延焼遮断帯としての機能、電柱の倒壊による道路閉塞の防止とライフラインの安定供給の確保など、防災機能の強化としての側面があります。

2

- 道路の老朽化が進むことで、陥没や道路付属物の落下・倒壊、ブロック系舗装のがたつきなどが発生し、事故につながる危険性を生じますが、道路の維持管理経費が増大しているなどの課題があります。そのほかにも、歩道がない道路など、歩行者が危険に感じる道路があります。

3

- 令和5年は交通事故発生件数、死傷者数ともに都内ワースト1位となっており、道路を利用する人への交通安全意識の普及啓発を進めていく必要があります。
- 交通事故全体に占める自転車関与事故の割合（自転車関与率）は53.6%と、東京都平均（46.3%）より高くなっています。

主要課題

道路整備の拡充
無電柱化の促進



安全な道路環境の
維持・管理



交通安全意識の
普及啓発



実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1	区内の都市計画道路整備延長の割合	76.2% (約123km)	81.0% (約131km)	83.0% (約134km)
2・3	交通事故死傷者数(年間) *低減目標	2,075人	1,850人	1,600人

< 関連する計画など >

- 都市計画マスタープラン
- 東京における都市計画道路の整備方針
- 無電柱化推進計画
- 道路維持補修計画
- バリアフリー推進計画
- バリアフリー地区別計画
- 交通安全計画
- 自転車活用推進計画

施策の方向

道路網の拡充と防災機能の強化を進める

- 東京都と特別区で推進する「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的に都市計画道路の整備を実施し、道路ネットワークの拡充を進めるとともに、防災性の向上を図っていきます。
- 無電柱化・ケーブル地中化と既存道路の大規模改良を進め、防災機能強化や安全な歩行空間の確保、景観の向上を推進していきます。

安全に利用できる道路環境を整備する

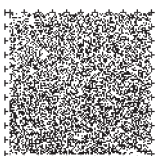
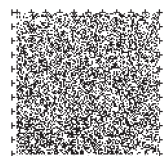
- 橋りょう等の定期点検のほか、道路パトロールや路面下空洞調査、路面性状調査を実施することで、異常の早期発見と緊急での維持補修対応を実施するとともに、計画的な改修を進めていきます。
- 歩行空間のバリアフリー化を進め、歩行者等が安全・安心に通行できる道路整備を進めます。

多様な主体と連携し、交通安全を推進する

- 関係機関・団体と連携・協創を進めるとともに、道路環境の整備と幅広い世代に対する各種交通安全教室や自転車に関するキャンペーンの実施などを充実させることで、交通安全意識を普及・徹底し、交通事故を減少させていきます。
- 警察署と連携した交通秩序の維持や安全運転・車両の安全確保などについても取組を充実させていきます。

主な取組

- 都市計画道路の整備
- 無電柱化の推進
- 既存道路の大規模改良の実施
- 道路施設の定期点検の実施
- 区公式LINEによる通報システムの活用
- 通学路点検の実施
- 自転車教室の開催
- 保育園などへの交通安全教室の開催
- 自転車走行環境整備の実施



施策群⑫

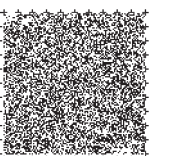
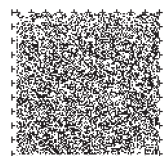
地域の特性を活かした まちづくりを進める

施策12-1 良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進

施策12-2 エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開

施策12-3 安心して住み続けられる住宅環境の整備

施策12-4 緑のある空間の創出や自然環境の保全





施策 12-1

良好な景観の形成と快適なまちづくりの推進

施策の目指す姿

魅力ある
快適なまちが
つくられている。



足立区の現状

1

- 個々の建築物の形態意匠、色彩等の質を高め、周辺とのつながりやまともに配慮した良好な景観の形成を図るため、届出や事前協議を通じた建築物や屋外広告物の規制・誘導を行っています。
- 地域の特性を活かした景観形成を図るため、景観形成地区と特別景観形成地区における調和のとれたまち並み誘導に取り組む必要があります。

2

- 景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズ等に対応し、計画の進行管理を行いながら実効性のある施策を推進するため、令和3年1月に「協創」の理念を反映させた上で、第二次足立区景観計画を策定しました。
- 区民や事業者など、景観に関わる様々な人々や団体とともに良好な景観形成の施策を進めていく必要があります。

3

- 快適なまちづくりを進めていくには、区民や事業者等との協働・協創により、地域の特性を活かしたまちのルールを策定し、用途地域や地区計画等に基づく規制・誘導を行うことで、良好な市街地を形成していく必要があります。

主要課題

調和のとれた
まち並みの整備



協創による
まちの魅力向上



良好な
市街地形成



実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1	「景観・街並みが良好である」と思う区民の割合	50.2%	53.0%	57.0%
2	「足立まちの風景資産」の選定数 (累計)	—	30件	50 件
3	「快適で安全なまちである」と思う区民の割合	60.2%	62.5%	65.0%

< 関連する計画など > ■ 都市計画マスタープラン ■ 景観計画 ■ 地区環境整備計画

施策の方向

周辺と調和を図った良好な景観を形成する

- 景観法に基づく届出を通じて、建築物や屋外広告物の規制・誘導と履行状況の確認により、良好な景観形成を進めていきます。
- 大規模開発やエリアデザインなどに際しては、関係機関と景観形成についての共通認識を図るとともに、事業者による景観ガイドライン作成や足立区景観条例に基づく事前協議制度の活用などにより、統一感ある景観形成を誘導します。

協創によって魅力ある景観を守る

- まち歩きやワークショップなど、魅力ある景観資源を探す機会の提供や重要な景観資源を選定した「足立まちの風景資産」などの取組を進め、協創による魅力ある景観の発見・創出を進めていきます。
- 景観資源や景観重要公共施設の魅力に気づくきっかけづくりとして、SNSを活用した情報発信やパンフレットの発行などにより、区内外の関心を高めていきます。

良好な市街地を形成し、快適に暮らせるまちをつくる

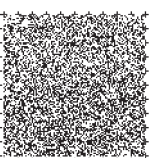
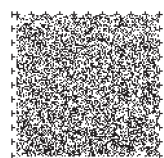
- 区民及び事業者など様々な主体との協働・協創により、足立区都市計画マスタープランに基づく、用途地域や地区計画等の規制・誘導による土地利用施策や市街地開発事業等を着実に進め、駅周辺のにぎわいづくりや木造密集市街地の解消などに取り組んでいきます。

主な取組

- 景観法に基づく届出の実施
- 足立区景観条例に基づく事前協議制度
- 景観ガイドラインの作成

- 足立まちの風景資産の選定
- 景観に関する普及啓発イベントの開催
- パンフレット発行による景観の魅力発信

- 地域住民などとの丁寧な合意形成の実施
- 都市計画手続の実施
- まちづくりに関する情報発信



施策群⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める



施策 12-2

エリアデザイン計画の推進による拠点開発の展開

施策の目指す姿

エリアの魅力と
活力が高まっている。



実現度を測る主な成果指標

対応 番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1・2・3	エリアデザイン計画策定地域内における拠点開発着手数(累計)	6か所	14か所	16か所
1・2・3	エリアデザイン計画策定地域内の拠点開発に伴う道路・公園整備着手数(累計)	14か所	21か所	27か所
1・2・3	エリアデザイン計画策定地域内の拠点開発に伴う駅前広場等整備着手数(累計)	2か所	4か所	6か所

＜ 関連する計画など ＞ ■ エリアデザイン計画

足立区の現状

- 1
- 拠点開発を進めるには、行政による開発に頼ることなく、地域活性化の起爆剤となる民間企業等を誘導する手法などの検討が必要です。
 - 区では、魅力的なまちの将来像を描き、民間活力の誘導や区有地等の活用を効果的に行い、区内外に広く発信することで、区のイメージアップや地域の活性化を図るエリアデザインのまちづくりの取組を進めています。
- 2
- エリアデザイン計画の策定にあたっては、各エリアの特徴やまちの強み・弱みの分析を進めるとともに、地域住民をはじめとした地域に関わる人々の意見を聴き、十分に考慮していく必要があります。
 - また、区内の開発状況を把握し、エリアの状況に応じた手法を検討していく必要があります。
- 3
- エリアデザイン計画に基づく拠点開発を遅滞なく着実に進めるためには、開発関係者や庁内関係部署と調整を行い、一体となって連携を図りながら、プロジェクトを推進していく必要があります。
 - 開発した拠点の機能を十分に発揮させるために、道路や公園、交通広場などの整備を進めています。

主要課題

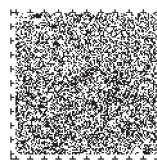
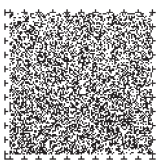
- まちの魅力や個性の創出
- 地域と一体となったまちづくりの推進
- 計画的な整備の実施

施策の方向

- 住みたくなる・訪れたくなるまちをつくる
- 区民意見を反映したエリアデザイン計画をつくる
- エリアデザイン計画に基づき着実に整備を進める

主な取組

- サウンディング調査の実施
- 商業施設・大学等の誘致
- 公共施設の再編の実施
- 住民説明会等の開催
- 道路等公共空間活用の実証実験
- 地域への情報発信
- 各エリア計画の進捗管理と事業間調整の実施
- 地区計画の策定
- 駅前広場等の整備



施策群⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

施策 12-3

安心して住み続けられる住宅環境の整備

施策の目指す姿

住み続けられる
住まいを確保できる。



実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1・2・3	公共住宅の再生など 住環境対策に関する満足度	4.8%	5.0%	5.3%
2	老朽化した空き家の残存件数 ＊低減目標	1,217件	1,052件	920件
2	管理不全の兆候のあるマンションの 割合 ＊低減目標	1.8%	1.7%	1.6%
3	あだちお部屋さがしサポート事業を 通じて、住宅確保に至った割合	48.2%	50.0%	65.0%

< 関連する計画など >

- 都市計画マスタープラン
- 住生活基本計画
- 区営住宅等長寿命化計画
- マンション管理適正化推進計画

足立区の現状

1

- 区営住宅においては、単身高齢者の申込倍率が高いことに加え、現在居住している方も高齢かつ単身・少人数世帯が増えています。
- 区営住宅の建替えにあたっては、これまで全てファミリー向けだった住戸から、単身・小人数世帯向けの住戸も増やしています。

2

- 足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例に基づく指導や不動産・建築の専門相談により、老朽家屋の解消と空き家の適正管理に取り組むとともに、老朽家屋や空き家の状況把握のため実態調査を行いました。
- 令和5年度よりマンション管理計画認定制度を開始し、分譲マンションの適正な管理の推進に取り組んでいます。

3

- 不動産協会と連携し、住み慣れた区内での住み替えを希望している高齢者や子育て世帯等に民間賃貸住宅の入居サポート等を行っています。
- 住宅確保要配慮者^{※1}は複数の課題を抱えているため、部屋さがしにあたっては、個々の課題を紐解き、寄り添った支援体制を構築していく必要があります。

主要課題

多様な
住宅ニーズへの対応



老朽家屋の解消と
マンションの
適正管理



住宅確保要配慮者の
サポート



施策の方向

多様な世帯が住める公共住宅を供給する

- 区営住宅は、限られた財源で長期にわたり良好な状態を保つことができるように、集約及び建替えを着実に進めていきます。
- 都営住宅は、東京都と協議の上、セーフティネット住宅としての役割を保ちながらも、多様な世帯が住むことができる住宅への転換を進めていきます。

老朽家屋と管理不全マンションの発生を抑制する

- 最優先に既存の老朽家屋の解消に取り組むことに加え、老朽家屋の予備軍となる空き家の所有者へ相談会の活用を促すなど、早期の働きかけを行い、適正管理や空き家の抑制につなげていきます。
- マンション管理計画認定制度の浸透を図ることで、管理不全に陥るマンションの発生を抑制し、良質なマンションストックの形成につなげていきます。

地域で住み続けられるための支援を充実させる

- 住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、居住支援協議会で様々な課題について協議を行うとともに、不動産協会や居住支援法人などとの連携を通じ、地域に住み続けられる居住支援に取り組んでいます。

主な取組

■ 区営住宅の集約建替え更新の推進

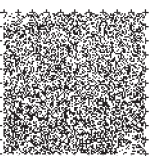
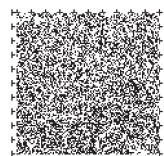
■ 都営住宅等の団地建替え協議の実施

■ 空き家対策の推進
(空き家無料相談会)

■ 分譲マンションの適正管理の推進
(マンション管理士アドバイザー派遣制度、マンション管理計画認定制度など)

■ 居住支援体制の推進
(居住支援協議会の開催、あだちお部屋さがしサポート事業、住宅セーフティネット制度の充実)

※1 様々な事情で、住宅の確保に配慮を必要とする方。



施策群⑫ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める

施策 12-4

緑のある空間の創出や自然環境の保全



施策の目指す姿

自然や緑が
豊かなまちに
なっている。



足立区の現状

主要課題

施策の方向

主な取組

1

- 緑が充実したまちを実現するには、緑や公園を守り育むために自ら行動し活動する人を増やすとともに、その活動を広げつなぐ仕組みを作ることが必要です。
- 緑化活動に参加した区民や、花や緑に関心のある区民を増やしていくため、緑と関わるきっかけづくりを進めていく必要があります。

2

- 緑は環境・景観だけでなく、防災・減災や人口減少・高齢化に対応した地域づくりなど、地域課題の解決に資する緑の効果（グリーンインフラ）があります。
- 緑が充実したまちづくりを進めるには、農地、大木、樹林の保全のほか、樹木被覆地・緑被地の5割以上が分布する民有地の緑を充実させていく必要があります。

3

- 区は、特別区中2位（令和6年4月現在）の区立公園面積（約225ha）ですが、地域によって公園が偏在している状況があります。
- 限られた財源を有効に活用し、公園の魅力向上や安全・安心・快適な公園につながる整備を進めていくため、計画的な改修や維持管理を行っていく必要があります。

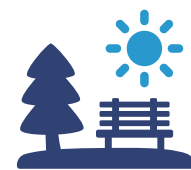
緑を育むひとの増加



まちの緑の充実



魅力ある公園環境づくり



緑を育むひとづくりを進め、協創を生み出す

- 緑を育むひとを増やしていくため、身近な緑について知り、関わるきっかけとなる情報提供や普及啓発の機会を提供するとともに、未来の担い手である子どもたちが緑について学び、体験する機会を創出していきます。
- 関連事業に関わる人材の交流を活発化する仕組みづくりを進め、緑化活動を通じた協創の推進を進めていきます。

魅力ある緑が実感できるまちをつくる

- 身近な生活空間に緑を増やすため、建築や開発事業の際の緑化の誘導や助成制度による支援を行うことで、建築行為に伴う確実な緑化や緑地創出を推進していきます。
- まちの歴史とともに受け継がれてきた農地、大木、樹林を守り育て、活用する取組を進め、次世代に確実に引き継いでいきます。

持続可能な魅力ある公園づくりを進める

- 公園が不足する地域においては、密集事業やまちづくり事業を通じて公園の設置を進め、公園の偏在解消に取り組んでいきます。
- 誰もが安全・安心・快適に利用でき、魅力と個性ある公園を実現するため、地域の特性や目的に合わせて選べる公園づくりや樹木・花の維持管理を計画的・効率的に推進していきます。

緑と関わるきっかけづくりの推進

- 「緑の効果」の普及啓発
- 緑を育む協創事業の展開

優良緑化認定制度

- 保存樹木・樹林の指定
- 特定生産緑地制度

公園施設の長寿命化

- 公園樹木の維持管理の実施
- パークイノベーションの考えに基づく公園の改修・整備

実現度を測る主な成果指標

対応番号	成果指標	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和14年度)
1	緑化活動に参加した区民の割合	16.5%	18.6%	19.8%
2	まちなかに花や緑が多いと感じている区民の割合	60.0%	66.4%	68.4%
3	パークイノベーションの考え方に基づく、公園の改修・整備数（累計）	69か所	129か所	169か所

＜関連する計画など＞ ■ 都市計画マスタープラン ■ 緑の基本計画 ■ 公園樹木維持管理指針 ■ 公園（大型施設）長寿命化計画 ■ あだち都市農業振興プラン

